

平成27年 5月 9日
地域連絡協議会資料

ごみ処理施設の計画等 について

施設整備地域連絡協議会 説明資料

小平市・東大和市・武蔵村山市
小平・村山・大和衛生組合

説明の内容

- 第1 施設の必要性
- 第2 建設場所を桜が丘とした理由
- 第3 施設整備の進め方
- 第4 地域連絡協議会への期待
- 第5 そもそも論への考え方
- 第6 ごみ焼却施設について



第1 施設の必要性1 / 3

1 最終処分場は貴重な(枯渇性)資源

ごみの処理は市の責務(自区内処理が原則)

しかし、3市地域では、最終処分場の確保は困難

このため、25市1町共同で日の出町に設置(地元の理解と協力)

→ 日の出町及び地元への責務として

焼却残さ及び埋立不燃物の最小化のための継続した努力が必要

このため、3市と組合の4団体は可燃ごみ(焼却)や不燃・粗大ごみ(破碎)の**最小化を図る方針**

第1 施設の必要性2／3

2 施設の老朽化・旧式化

○ 小平市の施設・東大和の施設

老朽化とともに、能力不足で容リプラ(全量)の資源化ができない。

小平市は、容リプラのうち硬質のもののみを処理

東大和市は、容リプラ全量を民間委託により処理

○ 武蔵村山市の施設

民間委託のためごみ処理が不安定

○ 衛生組合の施設

施設の老朽化が著しい(多摩地域最古の施設)

環境対策性能の旧式化(近隣では性能の高い施設に更新されている)

第1 施設の必要性3／3

3 より循環型社会にふさわしいシステムへの更新

3Rの優先順位に従ったごみの減量

- (1)リデュース ごみ減量施策の強化(3市共同施策・事業)
- (2)リユース 再使用の推進(プラザ機能)
- (3)リサイクル 再利用の推進(3市共同資源物処理施設等)
- (4)適正処理 不燃・粗大ごみ処理施設(焼却施設)の整備

4 スケールメリットの享受

高度な処理施設を単独で整備するよりも安価で建設・維持管理

第2 建設場所を桜が丘とした理由1 / 3

0 基本的考え方

(1) **ごみは減量、税収は減少** (少子高齢化、人口減少社会の方向)

→ 既存の行政資源(ヒト、モノ、カネ)の有効利用

→ 施設の集約化による建設費・維持管理費の削減

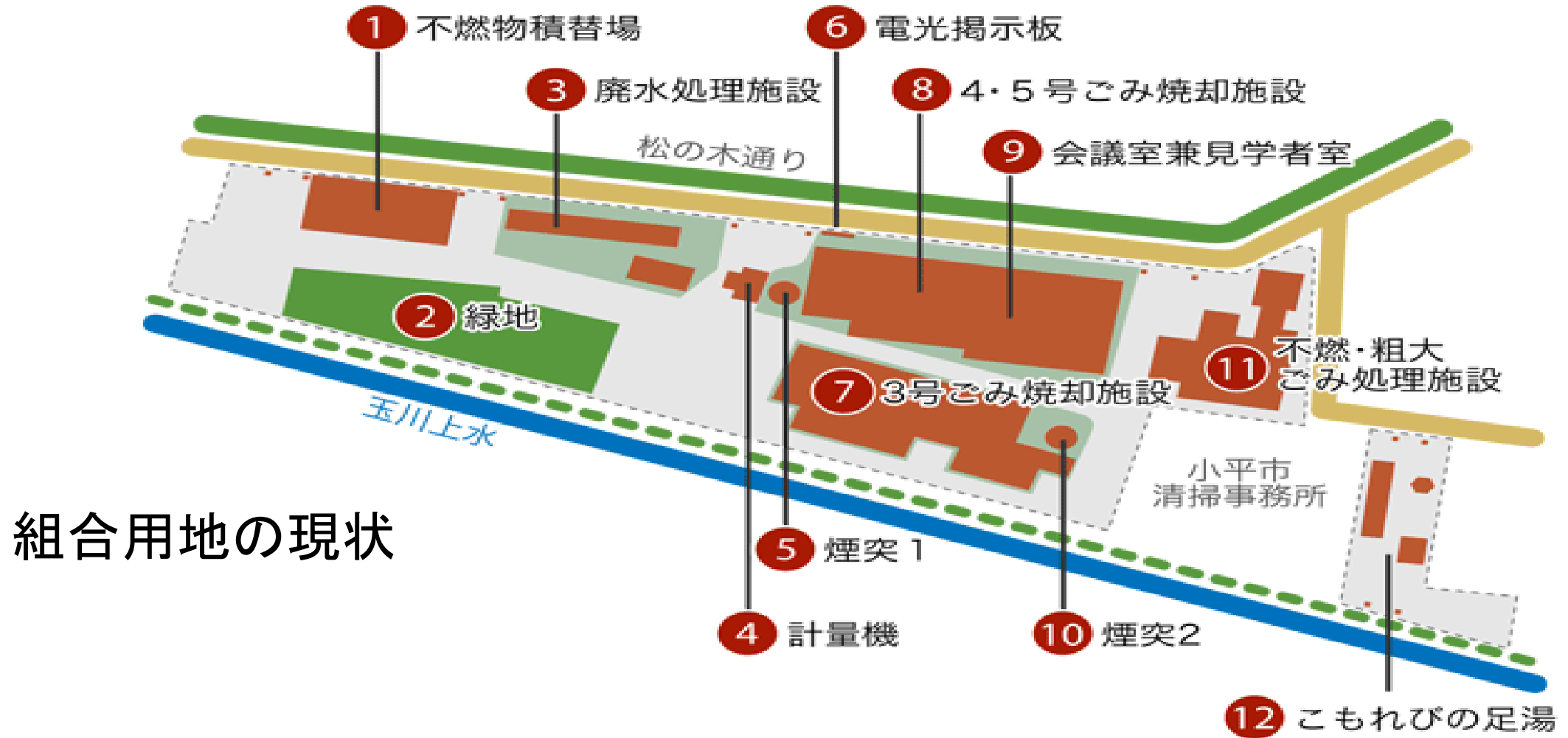
しかし、衛生組合の用地には建設は困難 (現状で敷地全体を活用)

このため、**3市の清掃事業用地をより有効に活用することが必要**

(2) 住民参加について

施設を新設する必要が生じ新たな用地が必要な場合や、現有用地が建設に適さない場合には、新たな用地を確保する必要があります。このような場合には、近年、住民参加による用地選定が行なわれています。

第2 建設場所を桜が丘とした理由2/3



第2 建設場所を桜が丘とした理由3／3

1 現在、市有地として所有している

新たに用地を購入する必要がなく、財政負担が少ない。

2 現状でリサイクルが行われている

ビン・缶・ペットボトル等のリサイクル施設が稼働している。

3 3市の中間的な位置にあり、焼却施設に近く連携が取りやすい

資源の排出・収集段階で、資源化を行えないものが混入する。

この残さはごみとして、焼却や破碎・選別する必要がある。

※残さは、生ごみ、バケツなどの製品プラ、金属類など

第3 施設整備の進め方

1 企画・構想段階

一般廃棄物処理基本計画 → 廃棄物減量等推進審議会との協議
(マスタープランへの位置づけ) (目標設定、施設の必要性等)

3市共同資源化事業基本構想 → 説明会・パブリックコメント等
(計画のアウトラインの設定) (事業用地、規模、基本事項)

循環型社会形成推進地域計画 → (交付金交付申請)※4月9日付で内示

2 計画・アセス段階

施設周辺地域住民との合意形成 } → 地域住民説明会等
環境影響調査・施設整備実施計画 } **施設整備地域連絡協議会**

都市計画決定 → 地域住民説明、都市計画審議会

3 工事契約・施工 → 地域住民説明 **施設整備地域連絡協議会**

※すでに、2計画・アセス段階まで進んでいる。

第4 地域連絡協議会への期待1 / 2

1 リスクコミュニケーション

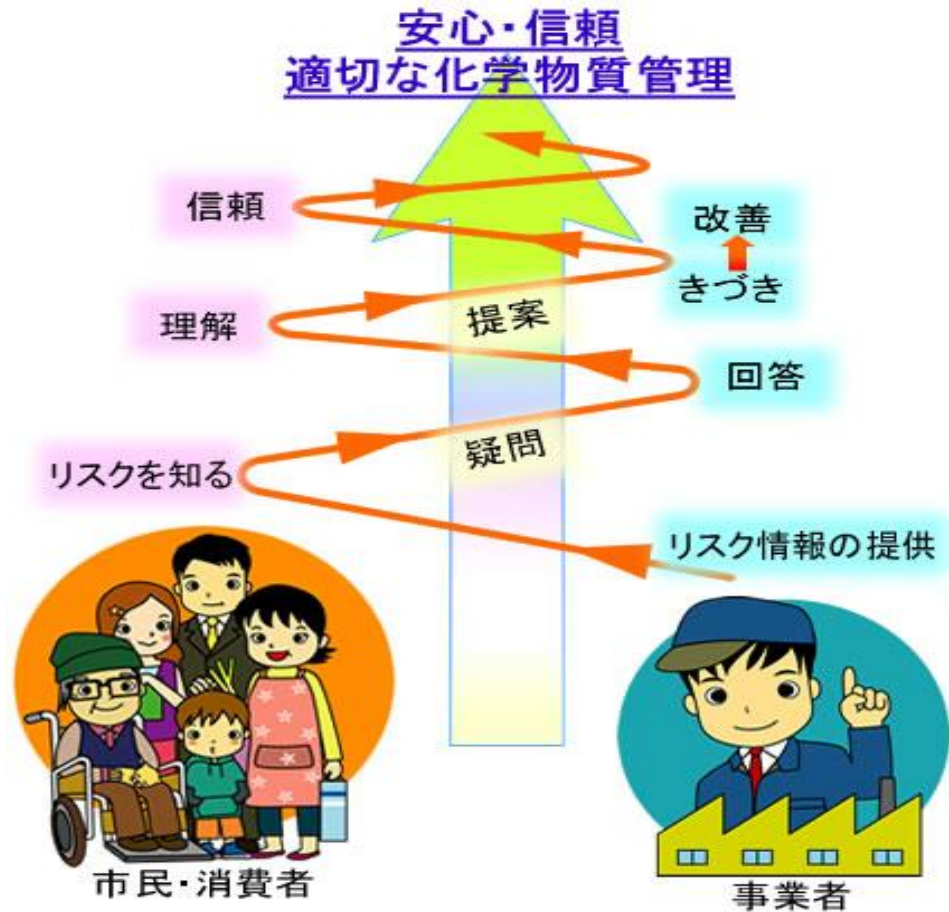
環境リスクとは？

化学物質が環境を經由して人の健康や動植物の生息または生育に悪い影響を及ぼす可能性をいいます。
その大きさは、化学物質の有害性の程度と、どれだけ化学物質を取り込んだか(暴露量)の兼ね合い(積)で決まります。

リスクコミュニケーションとは？

環境リスクなどの化学物質に関する情報を、市民、産業、行政等のすべてのものが共有し、意見交換などを通じて意思疎通と相互理解を図ることをいいます。
化学物質による環境リスクを減らす取り組みを進めるための基礎となるものです。

第4 地域連絡協議会への期待2/2



リスクコミュニケーションのイメージ

一般的な(化学物質を扱う)工場の例

事業者 → 組合
市民・消費者 → 協議会の皆様
適切な化学物質管理 → 施設建設・操業

に置き換えると。

第5 そもそも論への考え方1／8

1 そもそも論の内容

- (1) 施設は必要がない
- (2) 民間委託のままでよい
- (3) 3市別々に行えばよい
- (4) 焼却した方がよい
- (5) 他の場所に造るべき
- (6) メリット・デメリットを示すべき
- (7) コスト比較のうえ決めるべき



第5 そもそも論への考え方2/8

(1) 施設は必要がない

循環型社会に向けた3R(リデュース「発生抑制」、リユース「再使用」、リサイクル「再生利用」)を、よりの層進めていくためには、各市の取り組みに加えて、**3市共同で3Rを推進する必要があります。**

3市の共同化により資源化基準の統一が図れ、リサイクル率が向上することで、廃棄物処理の下流側になる「不燃・粗大ごみ処理施設」、さらには、「焼却施設」の**処理量の縮小につながり、施設規模の縮小や建設費の縮減に効果があります。**

環境学習やごみ処理事業の普及・啓発を行うスペース、さらには市民活動の拠点として、プラザ機能を整備でき、**市民の廃棄物事業に関する理解を深め、市民との連携や協働による廃棄物の減量が期待できます。**

第5 そもそも論への考え方3／8

(2) 民間委託のままでよい

ごみの資源化や処理のために必要な廃棄物処理施設は、地域にとって受け入れづらい施設と認識しています。このため、これらの施設は、公共が地域住民との調整を図りつつ建設することがより望ましいと考えています。

廃棄物(資源を含む)の処理責任は、委託した場合にも公共(行政)にあります。委託業務は、契約の段階では委託事業者と行政は対等な立場であることから、委託先の都合による事業縮小や施設移転等は自由であり、日々排出される対象物の継続的、安定した処理には不安があります。

第5 そもそも論への考え方4／8

(3) 3市別々に行えばよい

3市では、それぞれ別のリサイクル施設で、資源化の推進に努めてきましたが、**施設の老朽化や能力の問題があります**。また、組合の粗大ごみ処理施設は、老朽化とともにシステムが旧式化している問題があり、その整備が急務となっています。

循環型社会に向けた3R(リデュース「発生抑制」、リユース「再使用」、リサイクル「再生利用」)を、よりの層進めていくためには、**3市のリサイクルを含めたごみ処理事業を共同で推進する必要があります**。

共同処理とすることにより、**高度な環境対策を市単独の施設と比べて、安価で導入することができます**。

第5 そもそも論への考え方5／8

(4) 焼却した方が良い

3市と組合は、**焼却するごみの量を減らすことを基本に**、容器包装リサイクル法に基づいた、プラスチック製容器包装とペットボトルの資源化を行う方法を選択しました。

容器包装リサイクル法は、ごみの減量化を図るための法律です。すべての人がそれぞれの立場でリサイクルの役割を担うということがこの法律の基本理念であり、消費者は分別排出、市町村は分別収集、**事業者は再商品化を行うことが役割**となっています。

3市と組合は、事業者が製品について、廃棄・リサイクルされる段階まで責任を負うという新しい考え方(拡大生産者責任)に基づき、**費用の一部負担を事業者に求めた「容器包装リサイクル法」に沿って、資源化を図ることが必要と**考えています。

第5 そもそも論への考え方6／8

(5) 他の場所に造るべき

3市地域ではほぼ全域が市街地化されており、他の用地を確保することは困難です。



第5 そもそも論への考え方7/8

(6) メリット・デメリットを示すべき

＜メリット＞3市の資源化基準が統一され、協調した啓発等により一層のごみの減量が推進されることで、処理量の縮小につながり、**施設規模縮小、建設費縮減に効果的**である。

施設には、プラザ機能として、工房スペースや啓発展示スペース、自由スペースを設け、市民が集い学べる機能を持たせ、市民との連携や**廃棄物処理に関する理解の促進**が期待できる。

＜デメリット＞3市共同では、**収集方式や収集区域の変更**が必要となります。

市単独と比べて**規模の大きな施設が必要**となります。

第5 そもそも論への考え方8／8

(7)コスト比較のうえ決めるべき

3市と組合は、将来の焼却炉の更新を視野に入れ、焼却するごみの量を減らすことを基本に、プラスチック製容器包装とペットボトルの資源化を行う方法を選択しました。

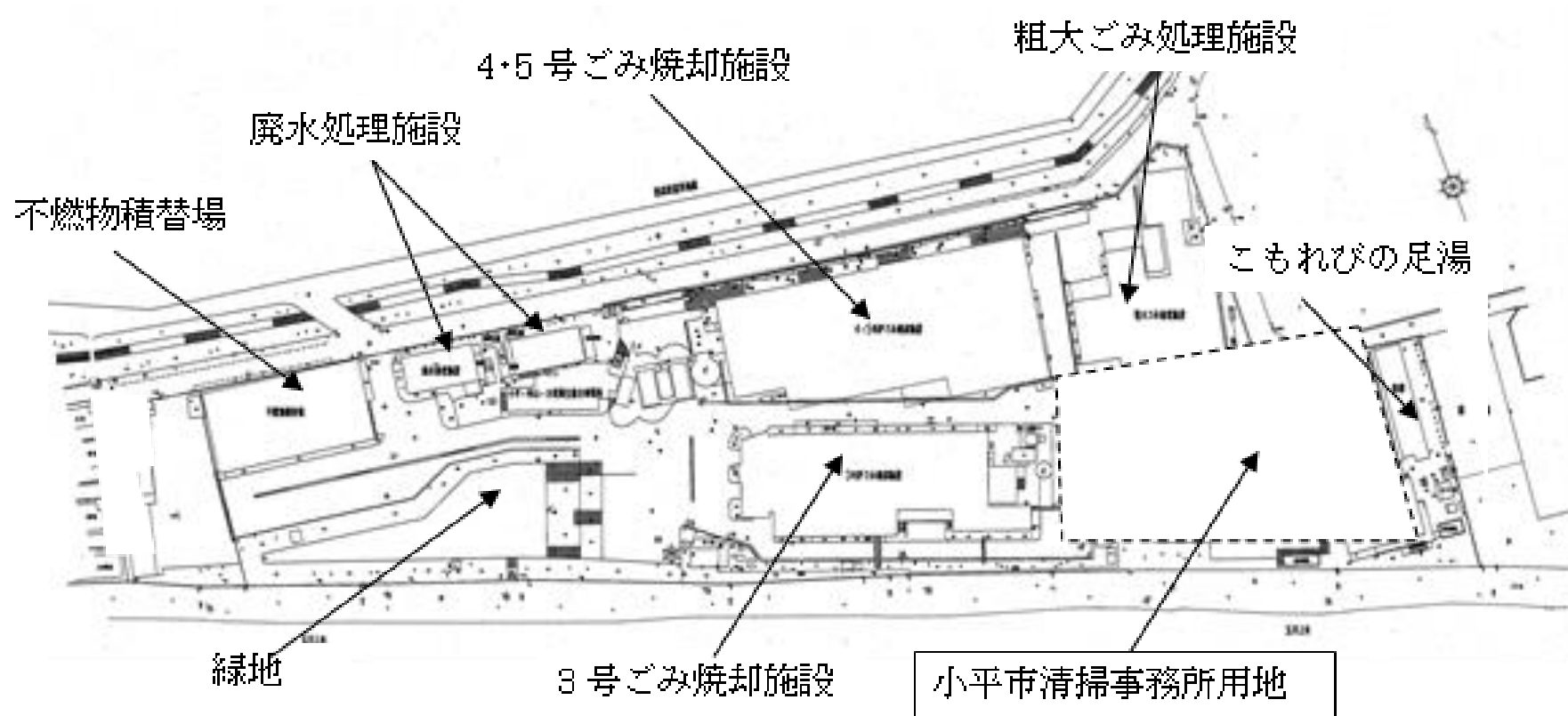
この選択は、コスト比較ではなく、**総合的に公益的な観点**から行ったものです。

なお、施設の建設・更新は、老朽化等の課題がある3市地域の**ごみの処理を、継続して維持するために必要**です。

第6 ごみ焼却施設について1 / 3

1 現有用地等の状況

現在の用地(中島町)を基本に更新方法を検討しています。



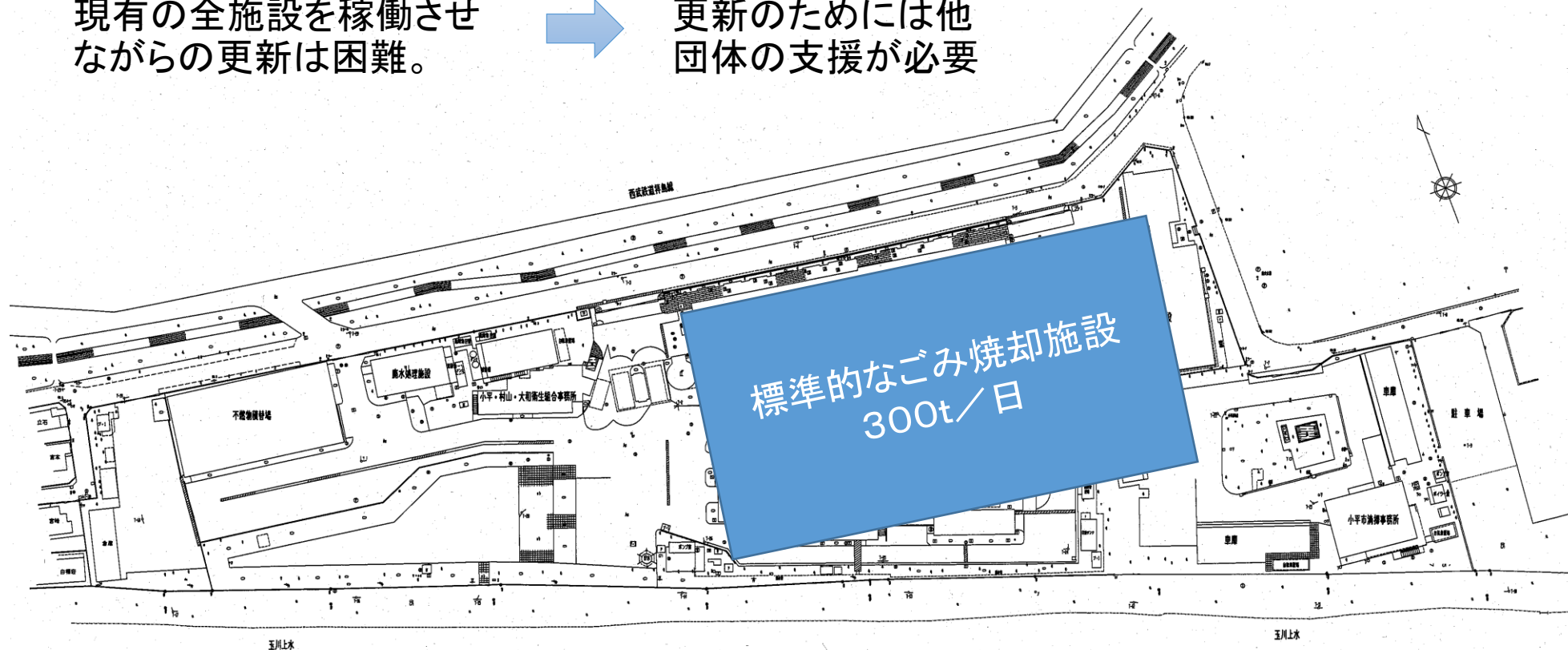
第6 ごみ焼却施設について2/3

2 標準的なごみ焼却施設の配置

現有の全施設を稼働させながらの更新は困難。



更新のためには他団体の支援が必要



第6 ごみ焼却施設について3／3

3 検討の現状

(1) 最大限のごみ減量

現状の予測では243t／日規模 →どこまで減らせるか。

排出量の削減＋プラスチックの資源化＋分別水準の向上＋ α

(2) 工事期間中のごみの処理の確保

支援団体の受け入れ容量＋支援団体地域住民の理解

(3) 最も合理的な施設配置

不燃・粗大ごみ処理施設との受入供給設備の共有化等

まとめ

第1 施設の必要性

ごみ処理機能の維持、循環型社会にふさわしいシステムへ更新

第2 建設場所を桜が丘とした理由

①市有地、②現状でリサイクルが行われている、③3市の中央・焼却施設に隣接

第3 施設整備の進め方

①全体システム(各市一般廃棄物処理基本計画 ← 廃棄物減量等推進審議会)

②施設のアウトライン(3市共同資源化事業基本構想 ← 市民説明会、地域住民説明会他)

③具体的施設の姿等(施設整備実施計画 ← 地域住民)

第4 地域連絡協議会への期待

リスクコミュニケーション、施設の設計及び操業への地域住民の意見反映

第5 そもそも論への考え方

協議会は、施設の姿・プラザ機能等の協議の場、協議会以外の場での協議必要

第6 ごみ焼却施設について

更新方法は衛生組合で検討中 → 3市と組合で再検討 → 地域計画に反映

説明は以上です。

ご清聴ありがとうございました。

